

保護者の皆様へ

目黒区子育て支援部
子育て支援課長 篠崎 省三

緊急事態宣言に伴う目黒区児童館・学童保育クラブの対応について

日頃から目黒区児童館・学童保育クラブ事業へのご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。
現時点では、児童館・学童保育クラブは開所・開室いたしますが、改めて、児童館・学童保育クラブを利用する際のお願いをお知らせします。できる限り必要最小限の利用をお願いいたします。

1、利用にあたって

【利用する際のお願い】

- ①利用する日は、家庭で健康チェックを行ってください（発熱、咳、だるさなどの体調不良が無い
か）検温、体調等について、必ず、利用する施設職員へおしらせください。確認できない場合や児童館一般利用の方は、利用前に検温等を行います。
- ②利用の際には、マスクを着用してください。発熱や風邪症状があるときには、利用できません。
- ③水筒、ハンカチ等を持参してください。
- ④利用予定日に欠席する場合は、事前に、児童館、学童保育クラブまでご連絡ください。
- ⑤児童館、学童保育クラブでは、できる限り密集を避けるような活動とします。当日の利用人数によって、児童間の距離を十分に取れない場合がありますので、ご了承のうえ、ご利用ください。
- ⑥児童館は、乳幼児の事前予約制、各室の定員制を継続します。

【学童保育クラブ】

- ・新型コロナウイルス感染症拡大抑制のため学童保育クラブを利用しない場合は、その旨を在籍する学童保育クラブまでご連絡ください。
- ・学童保育クラブの延長保育の利用が無い場合は、18:15以降に閉所する場合があります。
- ・裏面に、利用にあたって「運営の一部変更について」の記載がありますので、必ずお読みください。

2、施設の感染症対策

【児童館・学童保育クラブ共通】

- ・子どもたちには、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を呼び掛けて、入館時、遊びやトイレの前後、おやつや昼食の前後など、切り替わりの時に手洗いや手指消毒をするようにこまめに声をかけていきます。
- ・飲食の時は対面とならない等に留意し、会話を控えるように声をかけます。
- ・3つの密を避けるため、これまでの活動や遊びを変更する場合があります。
- ・利用時間を区切るなどして、室内の換気をこまめに行います。
- ・手を触れる機会の多い手すり、使用する遊具等は、一日に1回以上、消毒液等を使用して消毒や清掃を行います。
- ・利用中にお子さんの体調が悪くなった場合は、保護者の方に連絡しますのでお迎えをお願いします。
- ・職員は、勤務前の健康チェックを徹底します。

以上

問合せ先

目黒区子育て支援部子育て支援課児童館係 電話：03-5722-6831
または、利用する児童館、学童保育クラブまで **裏面あり**

緊急事態宣言（3回目）に伴う学童保育クラブの運営の一部変更について

東京都での緊急事態宣言の発出に伴い、学童保育クラブの運営の一部を下記のとおり、変更いたします。なお、状況の変化によって内容を変更する場合がありますので、ご了承ください。

記

1. 利用要件の緩和

通常、学童保育クラブの利用には、「利用日数が週3日以上又は4週で12日以上あること」を要件としています。

これについて、令和3年4月から令和3年5月末まで、この利用日数の要件を緩和して、退所の扱いにはせず在籍できることとします。

(※1)各学童保育クラブでの、出席簿による欠席や早退等の状況の確認は継続します。

(※2)1日も利用が無くても、在籍していれば保育料を月額で徴収します。

2. 出席率の確認期間の変更

学童保育クラブの利用決定について、利用基準指数で順位の判定ができない場合、児童の出席率を判定基準に含めており、例年は4月～10月（8月を除く）の期間から出席率を算定させていただいております。

これについて、出席率を算定する期間を6月～10月（8月を除く）に変更します。

(※3)利用基準指数のうち「出席状況の調整指数」については、定期的な欠席・早退を確認する期間は例年9月～11月であり、現時点では変更ありません。

3. 育児休業からの復職時期及び求職活動期間について

通常、育児休業から4月末までに復帰することが利用要件になりますが、この復帰の期限を5月末までに変更します。また、利用期間中の求職活動期間について、緊急事態宣言発出の特例要件とし、緊急事態宣言の期間終了後から2カ月以内とします。

以上

～学童保育クラブ以外の放課後の居場所のご紹介～

詳細については、目黒区公式ホームページをご確認ください。

○ランドセル来館 ⇒問い合わせ先；ご希望の児童館に直接お問い合わせください。

下校後自宅に帰宅せず、ランドセルを背負ったまま児童館に遊びに来ることができる「ランドセル来館」事業を行っています。

○ランドセルひろば

原則として月曜日から金曜日（長期の休業日を除く）の放課後の校庭を、遊び場として提供する事業です。管理運営員がランドセルひろば全体の見守りをしています。

○ランランひろば

区立小学校22校のうち8校（八雲・下目黒・烏森・駒場・不動・東根・中根・宮前小学校）では、「ランランひろば」を実施しています。一時的に使われていない小学校の校庭や体育館、特別活動教室等を活用し、放課後や夏休みに専任の運営職員の見守りの中で、自主遊びや自主学習を行うことのできる居場所を提供する事業です。